

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和6(2024)年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和7(2025)年1月31日 午後1時30分～午後1時50分		
開催場所	みよし市役所3階 研修室3		
出席者	(会長) 酒井 喜市 (会長職務代理) 島 典弘 (委員) 加藤 貴利、加藤 民子、永田 志麻、石井 大 芳賀 真、大澤 和貴、久野 和美、小嶋 俊和 三浦 祐香、小野田 裕之、柴本 大慈 (事務局) 山田福祉部長、木戸福祉部次長、藤森保険健康課長、 内田副主幹、鈴木主任主査		
次回開催予定日	令和7(2025)年7月(予定)		
問合せ先	保険健康課国保担当 内田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 あいさつ 2 協議事項 ・みよし市国民健康保険運営協議会答申について 3 報告事項 ・国民健康保険税賦課限度額の改正について		
＜会議録＞ 藤森保険健康課長	時間もありましたので、ただいまより「令和6年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。 一同ご起立をお願いします。 「一同、礼」ご着席ください。 では、会議を始めます。本日の会議は約1時間程度を予定しております。また、本運営協議会につきましては公開の会議となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに酒井会長より、あいさつをいただきたいと存じます。		

酒井会長	本日、委員の皆さま方におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 また日頃から、本市の国民健康保険に対してご理解を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 前回の第2回国民健康保険運営協議会の中で、一般会計からの法定外繰入の削減を図りながら、被保険者の急激な負担増にならないよう、今後4年をかけて県が示した標準保険税率に近付けていくという一昨年度の答申内容にそった形で、令和7年度の税率案が承認されました。 前回は県が11月に示した仮算定での標準税率を基に税率を設定していましたが、今月中旬に本算定での標準保険税率が示されたようです。 前回の協議会の考え方を基本とし、本算定を基準として微調整した案を事務局が示すそうです。また、本日は、この税率を含めた市長に提出する答申書の案についても内容確認を行うこととなりますので、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をお願いいたします。 なお、今回の運営協議会が3年間の任期期間の最後の協議会となる予定です。従いまして、現在の委員の皆様での最後の運営協議会となります。委員の皆様におかれましてはご協力ありがとうございました。今後ともみよし市の国民健康保険事業へのご協力をお願い申し上げます。
藤森保険健康課長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、酒井会長よろしくお願ひします。
酒井会長	規定により議長を務めさせていただきます。 議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は、13名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、今委員会は成立しています。 はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。 小野田委員と久野委員を議事録記名者に指名しますのでお願いいたします。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の鈴木主任主査にお願いいたします。 それでは議事に入ります。 (次第2) 協議事項 の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」、事務局より説明をお願いします。
内田副主幹	保険健康課、内田です。それでは、説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。 協議事項の「みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について」ですが、前回の運営協議会において、ご決定いただきました令和7年度の国民健康保険税の改正案の内容につきましては、11月の仮算定での標準保険税率より算定させていただいておりましたが、今月愛知県から示された本算定の標準保険税率は、若干ではありますが変動がありました。その関係で、今回の答申(案)につきましては前

回会議の決定事項に基づき一部、数値を調整して作成させていただきましたので、その内容につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料A3の資料1からご覧ください。

まずは、一番上の表ですが過去3年間の改正状況をお示ししております。

次にその下の3行の表ですが前回の「R7標準保険税率（R6.11仮算定）」の下に「R7標準保険税率（R7.1本算定）」を追記したのになります。

モデル世帯での年税額の計算になりますが、本算定と仮算定で比較しますと、年額で1,100円程度が仮算定時よりも減っております。

次に（案）ですが、この案が先月の会議においてご承認いただいた令和7年度から令和10年度までの4年間で税率改正を行う案を採用したものととなります。

令和7年度から令和10年度までの4年間で税率改正を行う案となっております。

この運営協議会において毎年、運営についてご審議をいただき、昨年度は税率改正の期間を2年間延長し、令和10年度までとしました。今年度においても12月の運営協議会で期間は延長しないで改正を進めていくとする方向性を示していただきました。

今回の本算定における数値を前回会議でご承認いただいた案に反映して作成させていただきました。

仮算定時と比較して、モデル世帯で年税額が500円減少しています。

令和7年度以降の税率、被保険者の負担については、毎年標準保険税率が示されることもあり、来年度以降に必要なに応じた検討がされることも考えられますが、令和7年度については、昨年度の答申に沿って令和10年までの4回で均等に負担増をお願いしていく案を作成させていただきました。

以上の内容を踏まえて次の資料2、今年度の答申案をご説明いたします。

令和6年7月26日付で市長より、令和7年度みよし市国民健康保険税のあり方について諮問がありましたので、その諮問についての運営協議会の答申案となります。

運営協議会の結論としましては、令和7年度の国民健康保険税のあり方については、税率の改正が必要なこと、また、改正幅については、先程の（案）程度とすることが適当としております。

その理由は愛知県から示される標準保険税率はここ数年高いものとなっており、愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字が発生した市町村は、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進める。」とされており、平成30年度以降、税率改正を進めてきました。昨年度の運営協議会の答申では、「令和10年度までを目途に、段階的に税率改正していく。」としており、今回の答申においても昨年度の答申を踏まえ、税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていく必要があるため、令和7年度の税率は、4年をかけて標準保険税率に近づけるものとするのが適当と判断しました。と述べさせていただきます。

酒井会長	また、来年度以降に影響する附帯意見としましては、今後も安定的な国保財政運営を図るために、意見を4つ掲げています。内容は昨年度と同様となっております。 このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。 以上、説明とさせていただきます。 事務局より説明いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。 まずはA3資料の内容について、ご意見いかがでしょうか。 それでは、資料2答申書（案）について、数字のこと、言い回しのことなどどんなことでも結構ですので、よろしかったですか。 ご意見、ご質問等無いようでしたら、ご審議いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申書（案）について」、原案を承認することでご異議はありませんか。 ご異議のない方は挙手をお願いします。 （全員挙手）では、全員賛成ということで協議会としての意見とさせていただきます。 以上で協議事項についての審議を終了します。 その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いします。
内田副主幹	その他の事項といたしまして、今回ご承認いただきました答申書にかかる今後の予定を申し上げておきたいと思います。 答申書につきましては、近く、酒井会長ならびに島職務代理者から市長へ提出していただくこととなっております。 そして、これに基づき作成しました「みよし市国民健康保険税条例の改正案」を3月に開会されます令和7年第1回みよし市議会定例会に上程し、可決されますと、正式に改正ということとなりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
酒井会長	ただ今、事務局から答申書にかかる今後の予定についての説明がありました。質問、ご意見等ありましたらお願いします。 （意見なし） 特になければ、先ほどの説明に従って進めていただくこととします。 以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。
藤森保険健康課長	報告事項 について事務局より説明申し上げます。
内田副主幹	国民健康保険税賦課限度額の改正についてご報告いたします。 厚生労働省は令和7年度に国民健康保険税の全体の賦課限度額を3万円引き上げる提案をし、「令和7年度税制改正の大綱」の閣議決定をもって正式に引き上げが決定しました。

	引き上げ額は、医療分が1万円の増額で66万円、後期高齢者支援金分が2万円の増額で26万円、介護納付金分は据え置きで17万円となっています。 これで賦課限度額は109万円となり、本市においても国の定める賦課限度額を採用しているため国の法改正等に準じて改正する予定です。 また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を現行の29万5千円から30万5千円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を現行の54万5千円から56万円に引き上げとなっています。 こちらについても同様に改正する予定です。以上です。
藤森保険健康課長	ここで福祉部長よりお礼の言葉を申し上げます。
山田福祉部長	委員の皆様、本日も協議事項に対し、慎重にご審議いただきありがとうございます。 今年度につきましても、市長から諮問があり、国民健康保険制度が複雑で難しいなか、国民健康保険加入者にとって重要な案件を審議し、答申を作成していただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。 事務局といたしましては、国保事業の健全運営に向け引き続き鋭意取り組んでまいります。 委員の皆様におかれましては、3年の任期ということで、今年が最後の年となります。3年間みよし市の国民健康保険事業に多大なご尽力をいただきましたことについて、深く感謝を申し上げ、私からのお礼のあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。
藤森保険健康課長	以上をもちまして「令和6年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。 令和6年度の国保運営協議会の全体での会議は今回で終了とさせていただきます。一年間大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます。ありがとうございました。 一同、ご起立をお願いします。 「一同、礼」 ありがとうございました。